

書評

新名隆志・林大悟編著

『エシックス・センス—倫理学の目を開け』

(ナカニシヤ出版、2013年)

馬 淵 浩 二

倫理学はどのように語られなければならないのだろうか。ひとまず、そのように問いをたててみる。倫理学がひとの生を思考し、ときにそのありかたに踏み入る営みであるかぎり、この問いは、倫理学をつうじてどのように人間の生に接近するのかという倫理学の作法あるいは倫理学の構えと、どこかで深く結びあっている。たとえば、ある種の作法にしたがって、人びとが直面する出来事をパズル解きの対象であるかのように語るしかたを採用することもできる。そのとき、その出来事は、それにふさわしい“解法”が当てはめられ解かれるべき“演習問題”といった趣を呈することだろう。ことの是非はいまは措く。たしかめたいのは、倫理学の語りそれ自体にまつわる問題性である。

『エシックス・センス』という本は、この問いの文脈において読まれるに似つかわしい。この本は、なによりも「倫理的センスが芽生えること」(i頁)を目的として編まれているのだから。倫理学という営みにおいて必要とされる感覚はどのようなものだと説かれているのか。その倫理学感覚は倫理的な作法や構えにたいして、どのように影響してゆくのか。この本が語りだす倫理学によって、これらの問いへの示唆を手に入れることができるのではないか。冒頭の問いにたいする答えを見定められずにいる筆者にとって、この本はそのような予感を誘発する。小論は、そのような予感に導かれ物された拙い読みにはかならない。

それでは本書の概略に触れることにしよう。「いきなり倫理学の議論に踏み入っていくことでしか、倫理学のセンスは養われない」(ii頁)という想定のもとに、著者たちは現代社会が直面する倫理問題にするどく切り込み、具体的な回答をあたえる。この点で、本書は初学者をおもな読者として想定しているにもかかわらず、一定の倫理的な知見をもつ者にとっても読み応えがあるも

のとなっている。採りあげられた具体的な問題はつぎのとおり多様である。差別の問題、事実と規範という視点からみた脳死問題、家族内への法的介入の問題、感情と正義の問題、労働観の改訂、自己統治としての民主主義と外国人参政権の問題、暴力のコントロール権という視点からの人権論と平和論、責任の範囲の問題、他者論としての宗教問題。これらは在り来りの入門書では触れられることのない目新しい問題群であろう。各章では、巧みなしかたで問題の所在がつきとめられ、議論があざやかに整理され、著者たちじしんの立場が明瞭に示されている。これらの斬新で類いまれな特色は、倫理学の「定番の教科書がない」(ii頁)という本書の診断を覆すのにじゅうぶんなものである。

とはいえ、倫理学感覚とはなにかという問いは、本書を通読したのちにもなお燻りつづける。その答えを読みとるのが困難だからである。著者たちは「思想的構築物としての世界から一步身を引き、それを眺めるスタンス」(iv頁)に立ち、「私たちがこれまで知っていると思ってきた価値とそれに関する思想を疑い、問い直している」(iii頁)。本書全体に貫かれているこの作法に着目し、倫理学感覚を理解するための鍵はこの作法の周辺に隠されていると予想してよいのだろうか。たとえば「支配的な枠組みではなりゆかない」と直観されるとき、倫理学感覚が働いていると考えることができるのかもしれない。そうなのだとして、しかし、そのとき触発され動きだす倫理学感覚はどのようなものなのだろうか。あるいは、倫理学感覚が作動するのは、そうした相対化がなされるときだけなのだろうか。そのように疑問が深まってゆく。著者たちのあいだには倫理学感覚にかんする共通理解が存在するはずである。こんご、著者たちは倫理学感覚をどのように定義し、それにかたちを与えることになるのだろうか。そのゆくすえが注目される。

## 重田園江著

『社会契約論—ホップズ、ヒューム、ルソー、ロールズ』  
(ちくま新書、2013年)

奥田太郎

本書は、新書という媒体を通じた重田渾身の思想史研究書である。新書前作でフーコーに注いでいた知的情熱が今度は（ロールズから反転して照らし出される）ルソーに向けられている。その文体は、著者の思考のリズムを生々しく伝え、時折その透徹した哲学的洞察の痕跡を垣間見せながら、知的な刺激に満ちた時間を読者に与える。今回もまた、社会契約論をめぐる、著者の重田とともに謎解きをしていくようなスリリングな筆致に圧倒されつつ読み進めることとなった。

本書で描き切られた一つ思想史的筋道に対して大きな異論はない。しかしながら、ヒュームの道徳哲学に重田が見たものとは別の可能性を見出す評者としては、ヒュームからルソー＝ロールズへと分岐する「特殊と一般」をめぐる重田の立論に対して疑義を提示してみたい。

重田は、ルソーの社会契約論における一般意志の問題を、原初状態と無知のヴェールというロールズの契約論的概念装置に重ねて、両者が、社会秩序の根幹にある一般性の次元を示してみせたことを高く評価する。重田によれば、個々の多様性や具体性といった「特殊」をどれほどつなげても「一般的なもの」には到達できない。(226頁) 一般性の次元とは、「多様性を、実生活と地続きの視点からではなく、それらをすべて遮断した場所から眺めることではじめて到り着く場所」(234頁)である。この「一般性の次元」とは、「自分のためと相手のため、あるいは自分のためと誰かのためとを区別できない視点」(266頁)であり、「自分を利する選択と社会的公正に配慮する選択との間に区別がない」(251頁)状態である。こうした一般性の次元において、自分が自分と契約することは、自分が全体と契約することと同義となり、そこでの理性的推論を通じて、社会的公正にかなうルールが発見されうる。こうした発見のプロセスを可能にするのが、ホップズからルソー、ロールズに至る社会契約論的思考である、と重田

は喝破する。そして、この社会契約論的思考こそが唯一、他者との間の途方もない断絶を含む多様性を有する社会において新たな秩序を生み出していく規範の源泉を提供しうる。これが、社会契約論に重田が見出したアクチュアリティである。

この一般性の次元そのものに対して理論的疑義を呈することも可能だが、ここでは、重田の言う一般性の次元を受け容れた上で議論を進めたい。重田も指摘する通り、ヒュームは、特殊あるいは個別的なものの積み重なりによって一般的なものが成り立つと考えている。問題は、なぜヒュームはそのように考えたのかである。実は重田は、この点について実に明晰な回答を提示している。「彼は原理的な説明の危うさを史実と経験によって埋める。他方で、経験に依拠するだけでは答えられない、秩序の正しさや存立根拠、服従の限界といった問いには、原理によって答えようとする。両者の往復をくり返すことで、ヒュームはいつの間にか、秩序の根拠とはじまりを問うことであらわになる根源的な不安定を消し去るのだ。」(131頁) こうしたヒュームのアプローチは、彼自身の知性に対する懐疑論的論究を一方の軸としてその道徳論を見れば、「秩序の根拠とはじまり」を理知的に問いつめることの根本的な不毛さと危険性への哲学的洞察を反映したものであることがわかる。ヒュームにおいて、一般への特殊の接続を可能にするのは習慣、すなわち、社会秩序を支える個別的・歴史的な時間性に他ならず、そこでは、原理上、特殊が一般に先立つ。重田の言うルソー＝ロールズにおける一般性の次元は、その意味で無時間的であり、それ自体として存立可能ではあるが、そこから特殊なものにいかにして届きうるのかが不明である。その回路がまったく自由に開かれているなら、一般性の次元は時に暴力的な仕方でも特殊なものを押し流す源にもなりうる。確かに、社会契約論は、「社会を変えたい」という思いに足場を与える概念的発明であろう。しかし、その発明は私たちにとって吉か凶か。ヒューム的な漸進主義に棹さす者にとってはさしあたり凶に限りなく近いと思われる。

上野友也著

『戦争と人道支援—戦争の被災をめぐる人道の政治』

(東北大学出版会、2012年)

山下 光

本書は人道支援の歴史、概念、実践を、政治学の視点で考察した著作である。まず第1章で人道概念を整理し、第2章では政治概念を概観した後、人道支援の政治性(「人道の政治」という本書のテーマが説明される。第3章から第6章は実質的には国際政治における〈人道的なるもの〉の変遷をカバーしており、19世紀後半から第一次大戦前夜(第3章)、二度の世界大戦から冷戦期(第4章)、冷戦後の人道支援と人道的介入(第5~6章)に分けて記述されている。

本書の意義は、どのような目的で本書を読むかによって違って来るであろう。構成からも明らかのように、本書の後半は人道活動の通史的な内容となっており、そうした歴史に興味がある場合、有益な部分を含んでいる。また、前半で紹介されている人道活動の概念や主要機関の概要も、理解を深める上で同様に有用であろう。

しかし、人道支援を任意の視点から分析した研究としてみると、問題点は少なくない。ここでは本書のテーマにかかわる中心的なものの二つを指摘したい。

第一は、「人道の政治」の解明を可能にするような政治概念の提示がないことである。本書の議論で中心をなすのは、人道支援が「非政治的」でありながら、実際には政治的機能を持つという指摘である。著者は、この政治的機能を非暴力的手段による人道支援の実施、人道規範の普及、人道言説の展開からなるとする。人道支援機関はそれらを通じて「影響力」と「権威」の獲得および紛争当事者との「妥協」を達成し、戦争被害を緩和する効果を生むという。こうした議論は伝統的な権力政治観に人道支援を位置づけている印象を与えるが、著者は「現実主義理論を手掛かりにすることなく、ポスト構造主義理論、規範理論、平和研究など」の知見を用いれば、人道支援の政治性を解明できるとも記している(54)。ここからは、

著者が現実主義の政治観を超える政治概念への関心を持っていることが見て取れるのだが、そうした考察は実際には行われていない。「人道支援の脱政治的な政治的意味」(7)といった表現がぼやけた意味しか生まないのは、この点が精緻化されていないためであろう。

第二は、人道支援研究にまつわる「神話」に関係している。本書によると、人道支援が非政治的であり、政治学の研究対象たりえないという神話が存在するという。著者は、政治学の立場から「人道の政治」を解明することでこの神話に反駁すると論じているが、「神話」はそもそもどのような意味で、どこに存在しているのだろうか。存在していないから「神話」なのだという反論は、ここでは当然ながら成り立ちえない。本書の後半でロバーツやフォーサイス等を参考に論述をしている点を見ると、その神話が存在するのは非英語圏だと考えているようにもみえるが、いずれにせよこの主張の積極的根拠は提出されていない。また、著者はこの神話が現実主義の政治学・概念によって支えられている(12)とも指摘するが、現実主義から「神話」が直接導きだされるわけでもなく、逆に著者自身は、何人かの現実主義政治学者から人道支援を考えるための示唆を得ている(第2章)。

これが問題なのは、人道支援に関してこれまで国内外で行われてきた研究や議論が、曖昧な「神話」の措定によってすべて棚上げされるからである。このため、近年の人道主義をめぐる議論(もつとも、この点で最も議論がなされている新人道主義は、終章で検討の埒外にあるものとして触れられているのだが)や先行研究との有意義な関係性を、本書に見出すことは難しい。

とはいえ、現代の人道支援はきわめて複雑な意味を持つものへ変遷していることを示す点では、本書は人道支援をめぐる現代の議論の流れに沿っているものではある。より精緻で文脈を踏まえた議論が、こうした著作を契機に進展することを期待したい。

篠田英朗著

『「国家主権」という思想—国際立憲主義への軌跡』  
(勁草書房、2012年)

中内政貴

現代の国際社会において国家主権が様々な制約を受けていること自体は本書の指摘を俟たずとも明らかであろう。だが、往々にして我々の思考は、まず絶対的で制約されない主権を措定し、そこからの距離を測る形で国際社会の社会化の程度を捉えようとする方式に陥りがちではないだろうか。これに対して本書は、そもそも国家主権を絶対的・排他的な領域的独立性として描く思想自体が例外的なものであり、そのような独立性を持つ主権国家の体制はどの時代にも成立しなかったことを明らかにする。筆者が最終的に示すのは、国家主権を認める国際社会があってはじめて成り立つ主権国家のあり方、人権をはじめとする様々な価値規範を基にした立憲的秩序の中でこそ認められる国家主権のあり方である。その結論に向けて筆者は、17世紀から現代に至るまでの主権に関する主要な議論の動向を追っていく。英米の思想家を主な分析対象としながら、その所属する社会や時代背景の影響を簡潔にまとめて位置づけを与えていく筆致は明快で、抽象的で複雑な主権論を主権の所在、主権の分割可能性といった対立軸に沿ってうまく切り分けている。

章立ては時系列に沿ったものであるが、各章に明確な主題が与えられている。17-18世紀を扱う第1章においては、革命期の英国と建国時の米国における議論の中に立憲主義的な主権のあり方の原点が見出される。しかし、そのような古典的な立憲主義は、第2章で扱われる19世紀においては国民国家の登場によって変容を余儀なくされる。フランス革命を契機として「国民」が重要な政治原則となり、主権の所在を求めて国家の擬人化や国内的類推の議論が起こってくる。20世紀初頭を扱う第3章においては、第一次世界大戦後の新しい国際社会の法秩序の中に国家主権を規則付け、制限を加えようとした動きが論じられる。これに対して戦間期を扱う第4章において描かれるのは、1930年代にウィルソン流の国際秩序が機

能不全に陥り、主権概念への再評価が行われるようになる過程である。第二次世界大戦後から1970年代初頭までを扱う第5章では、冷戦と脱植民地化を背景に共産主義諸国や新興独立諸国によって主権がイデオロギー的武器として用いられる様子が描かれる。こうした動きは英米においても主権論の形式化をもたらしたが、第6章で扱われるように、冷戦後期になると国際社会の規則から離れて存在する主権的権利の考え方が否定されるようになる。そこに芽生えたのは、人権規範を背景とする市民社会の領域から区別され、市民社会を守る範囲でのみ行使される国家主権、すなわち「新しい国際立憲主義」的な主権のあり方である。冷戦終結後から21世紀を扱う第7章では、「新しい国際立憲主義」が広がっていく過程が描かれるが、それは「自由主義の勝利」に基づく思潮でもあった。終章では、新しい国際立憲主義の思潮の広がりが確認されると同時に、今後も国際社会のあり方とともに主権のあり方も変化していくことが付記される。

本書で丹念に示された、現在の国際的な立憲主義的秩序の中に位置づけられる主権のあり方は強い説得力を有しており、筆者自身の付記にも関わらず、それは暫定的な一局面であるにとどまらず、長い系譜に裏付けられた一つの到達点を成しているように思われる。本書は、現代の国際社会そのものに対する理解を深めるための重要な貢献をなしていると言えよう。

もっとも、筆者も冒頭で触れているように、現代の国際社会においてもしばしば国家主権が絶対的なものとして強調される背景には、自らの存立基盤に不安を覚える国々の事情がある。そして、その状況に責任を有する先進国や国際社会は彼らの主張を正面から否定しようとはしない。この点、立憲主義的秩序の中の主権と、絶対的な主権という虚構に頼らざるを得ない国家の主張との関係はどのように整理できるのだろうか。本書の趣旨とは異なるものの、筆者の見解を知りたかったと思わされる。もちろんそれはないものねだりに過ぎず、本書の重要な価値をいささかも損なうものではない。

土佐弘之著

『野生のデモクラシー—不正義に抗する政治について』

(青土社、2012年)

杉浦 功 一

グローバリゼーションの深化により、主権国家体系とその中核にある国家主権の概念は再編成を迫られ、国家という領域的空間を前提とした現在の形式的デモクラシーでは人民主権を実現できなくなり、デモクラシーが国家の枠を超えて追求されることで、人民主権の「トランスナショナル化/分権化」が進んでいる。本書は、そのような現状認識のもと、グローバル・ポリティクスとグローバル・ジャスティスの状況、そこでのデモクラシーの関わりについて、批判理論を中心に多彩な概念を駆使しながら多面的に考察している。

豊富なイシューを扱う本書だが、アメリカの政治経済レジームを中心とする「ヘゲモニー」によって主導される「ネオリベラルなグローバル統治性」と、それに対抗する「運動としてのデモクラシー」の追求という構図が繰り返し描かれている。本書でいう統治性とは、フーコーの思想から導かれたもので、「一種の目的論的性格をもったメタ・レベルでの集散的な権力作用、様々な統治行為のOS（オペレーション・システム）」であり(44頁)、ネオリベリズムとは「経済のさらなる脱政治化を進めつつ、従来の社会問題を個人々の責任へと還元しながら、『自立を強いる生政治]への転換を促す統治技術」とされる(45頁)。現在のグローバルな統治性は、世界ガバナンス指標などグローバルなベンチマーキング・システムを通じた懲罰と排除に力点を置く「新しい社会コントロール」を偏在化させながら、ネオリベラルな統治性への同質化を強めている。しかし同時に、世界社会フォーラムのようにその統治性に対抗する運動も生まれている(第1章)。同様の支配/抵抗の構図は、TPP(環太平洋経済連携協定)を含むFTA(自由貿易地域)の拡大(第2章)、2008年のグローバル金融危機を契機としたネオリベラル・ガヴァナンスの再編(第3章)、人権ギャップの広がり(第4章)、移民問題の安全保障問題

化に伴うボーダー・コントロールの強化(第5章)、HIV/AIDSの治療における先進国と途上国のケア・ギャップ問題(第7章)などでも現れている。

ただし、筆者が示すように、ネオリベラルな統治性をめぐる支配/抵抗という構図は複雑である。例えば、ジェンダー平等を目指すジェンダー主流化政策が推進された結果、人種などほかのカテゴリーによる差別が強まるといった「交差的抑圧」の問題を生みかねない(第6章)。さらに、9・11同時多発テロ以降、ネオリベラル・グローバル・ガヴァナンスの危機に伴い例外状態の常態化が進み、無人戦闘機による「標的を絞った暗殺」を含むアメリカによるグローバルなCOIN(叛乱対策)(第8章)のように、知識や制度、兵器の総合的なネットワークである「安全保障装置」が過度の役割を担うようになり、自由をむしろ脅かすという逆説的現象が起きている。このようなネオリベラルな統治性と安全保障装置に対し、従来の形式的な制度としてのデモクラシーは機能不全に陥っている。そこで、「制度に飼いならされない、異議申し立てを続ける運動としてのデモクラシー」(276頁)である「野生のデモクラシー」の可能性を筆者は主張する(第10章)。その萌芽は、日本の反米軍基地運動(第9章)や脱原発運動(第11章)を含めた本書の各章で示されるように、すでにグローバルに現れている。

筆者の「野生のデモクラシー」＝ラディカル・デモクラシーの構想は、筆者も望ましいと認める「制度としてのデモクラシー」に比べて、目標としては明確でないかもしれない。しかし、「正義を実現する完全な制度を構想するよりも、まず制度化された不正義という状況をただす実践が重要」(308頁)であるという筆者の言葉は、切れ味の鋭い分析と豊富な事例の提示によって高い説得力をもっている。また、評者は、民主化支援活動を研究対象としているが、本書を読了後、無自覚のうちにネオリベラルな統治性の「装置」の一部に自らなっている可能性に改めて気付いた。学問的な研究が統治性で果たす「政治的」役割に注意しなければならないことを改めて認識させてくれる点でも、本書は有意義であるといえる。

生源寺眞一著

『農業と人間（岩波現代全書）』

（岩波書店、2013年）

北野慎一

本書は経済学を分析ツールとし、農業問題の本質と特徴を分かり易く伝えている。従って専門書というよりは農業問題を客観的に捉えるための啓蒙書と位置づけることが出来る。その特徴に鑑み、甚だ僭越ながら著者の経歴と著作物を踏まえた本書の特徴を先に述べておく。著者は長年にわたって、農業経済学の研究・教育に携わるとともに、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会委員を勤められた。こうした経験を踏まえて、近年、農業問題、特に農政に関わる一般読者向けの著作物を数多く執筆されている。『農業再建』（2008）や『日本農業の真実』（2011）等がその代表である。特に、同書における経営安定対策と戸別所得補償制度に関する政策プロセスとの記述とその評価の対比は興味深い。しかしながら、政策や制度の経緯や現状の評価に重点が置かれてきたこれら著作物と、本書は趣を異にする。それは本書が経済学とその古典を効果的に援用しながら、農業のより本源的な特徴や問題点を解説することに注力している点である。すなわち、ややもすれば政争の具となり易い政策論をあえて最小限にとどめ、普遍的な命題に立ち返ることにより、広く国民の農業問題に対するリテラシーを高めることに狙いがある。以下、簡単に各章の概要を紹介する。

冒頭、日本農業を客観的に捉えるためのツールとして経済学の有効性と有効域について触れている。続く第1章では、まず世界的な関心事であるフードセキュリティについて、その定義を踏まえて注意深く検討している。端的に言えば、最低限の食糧確保という意味でのそれと日本の有事を想定した食料安全保障という意味でのそれとを、切り分けた上での議論の必要性である。

第2章では、中長期的に日本農業の歴史を振り返りながら農業が社会発展に果たしてきた役割について論じている。現在では多くの問題を抱える産業として語られる農業であるが、その発展過程と農家の対応行動は非常に合理的なものとして説

明される。また、これまでの農業の本源的特質としての家計と経営の分離不可能性に触れ、開放経済下では経営の近代化が求められることに言及している。

第3章では、ベティ＝クラークの法則やエンゲルの法則といったおなじみの経験則を紹介しつつ、経済成長に伴う食生活の変化とその帰結としての産業構造の変化及び自給率の低下について論じている。農業生産力の後退に直面する中で、自給率から如何に自給力を読み解くか、さらには農業のモラルスタビリティとして役割の重要性を説いている。

第4章では、経済発展における農業の貢献とその技術進歩とインフラ整備の役割について、農業経済学でおなじみのBC技術とM技術の概念を用いて、丁寧な説明がなされている。戦後の農業発展の歴史を二期に分け、前期は規模中立的なBC技術、後期は規模の経済が働くM技術に支えられた発展メカニズムを解説している。それらを踏まえて、稲作の平均費用曲線を参照しつつ、現状の平均規模1ヘクタールの経営を15～20ヘクタールへと規模拡大する稲作の将来ビジョンを提示している。

第5章では、日本農業を持続可能なものへと導くための比較的新しい視点について整理している。6次産業化や農業の多面的機能、環境保全型農業、共有資源管理といったトピックスである。特に、水田農業における共同行動の脆弱化については農村メンバーのヘテロ化がその問題に大きく立ちはだかっている実情を指摘している。

以上が本書の主な内容であるが、同氏の著作を拝読するにあたり常に感じることは、現実と理論とのバランス感覚を大切に、表層化してくる問題を単に二項対立として捉えるのではなく、利害関係者が胸襟を開いて議論を行うことが出来る素地作りに取り組む姿勢である。本書でもその姿勢は貫かれている。広く一般の方々に読んでいただきたい一書である。

秋葉悦子著

『人格主義生命倫理学—死に行く者、生まれてくる者、医職の尊重に向けて』

(創文社、2014年)

丸山雅夫

本書の著者は、刑法解釈論から学究生活に入ったが、ヨハネ・パウロ2世の回勅『生命の福音』に接したことを契機に、カトリック生命倫理学の研究に着手することになった。2004年以降は、バチカン生命アカデミーの客員会員として、国内外で精力的な研究活動が続けている。本書以前にも、秋葉悦子訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理—ヒト胚の尊厳をめぐる』(知泉書館、2005年)、ホセ・ヨンバルト/秋葉悦子『人間の尊厳と生命倫理・生命法』(成文堂、2006年)、教皇庁生命アカデミー(秋葉悦子訳・解説)『着床前の段階のヒト胚—科学的側面と生命倫理的考察』(カトリック中央協議会、2008年)、秋葉悦子『「人」の始まりをめぐる真理の考察』(毎日新聞社、2010年)をすでに公刊している。カトリック生命倫理学研究の第一人者である。

生命(倫理)をめぐる論争は、終末期医療のあり方をめぐる議論(古典的な安楽死論とその後の尊厳死論、治療中止論)から出発して、ヒト胚を対象とした生物医学研究をめぐる議論(クローン技術、万能細胞)へと展開されてきた。こうした議論へのアプローチには、「個人の自己決定(権)」を重視・強調する個人主義生命倫理学と「人格の尊厳」を根拠とする人格主義生命倫理学とがある。アメリカや日本では前者の立場が主流であるが、バチカン(そして著者)は、後者の立場を堅持している。本書において、著者は、ふたつの倫理学を対抗軸として、それぞれの内容と理論的背景、さらには各国における展開の現状を詳細かつ正確に紹介したうえで、生命をめぐる個別的論点への対応について、私見を展開している。

著者の結論は、人格主義生命倫理学の立場から、回勅『生命の福音』を敷衍するものであり、極めて明快である。まず、終末期の生命については、どのような名称で呼ぼうとも、安楽死(苦痛と生命の引き換え)や、尊厳死問題を内包する「執拗

な診断・治療」、臓器移植は、人格の尊厳に反する行為として禁止されなければならない。他方で、終末期の患者の全人格に向けた医学的支援(包括的緩和ケア)の必要性和有用性が強調される。また、生命の発生については、受精時から「ヒト」としての人格の尊厳を認める立場から、生殖補助技術による余剰胚の廃棄とES細胞を含む研究利用を明確に否定し、人格の生殖の尊厳を害する行為として、生殖補助技術およびヒトクローン産生を明確に否定する。その一方で、胚を前提としないiPS細胞に対する今後への大きな期待がうかがわれる。もちろん、それぞれの具体的な結論に至るまでの過程で、ふたつの生命倫理学における議論の状況とその社会的展開の現状が詳細かつ公平に紹介され、真摯な態度で検討・評価が行われている。内容の詳細については割愛せざるを得ないが、是非とも、読者自身で跡づけてほしい。

著者の指摘を待つまでもなく、ナチスの安楽死計画に代表されるような過酷な歴史的体験を持たず、生命倫理を省察する契機に乏しかった日本においては、「リベラル」ないしは「進歩的」といったレッテルのもとに、個人主義生命倫理学を当然視(さらには信奉)する傾向があるようにも思われる。生殖補助技術の規制に関する法律すら整備されておらず、ヒト胚の尊厳と基本的人権をめぐる問題が意識すらされていない状況は、そうした風潮の当然の帰結なのかもしれない。著者は、こうした状況が生じる原因として、ふたつの生命倫理学(特に人格主義生命倫理学)の背景と内容、そして射程が正確に紹介されていないことを指摘し、何よりも、正確な情報の提示こそが重要であり、喫緊の課題であるとしている。こうした態度は、2010年の著書においても貫かれており、今後の著者の著作活動や発言も、この点を重視したものになるはずである。人格主義生命倫理学の情報を欠いたままで、個人主義生命倫理学とその応用に強く傾斜している日本においては、著者の提言(公平で正確な情報の共有)は「唐突」なもののように思われがちであるが、世界各国では疑問のような「常識」であることを知らなければならない。日本の生命倫理(学)は、きわめて重大な課題に直面しているのである。